

平成26年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年9月8日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
建設課長	岩永康博	会計管理者	岩永信秀
学校教育課長	本山隆也	生涯学習課長	小川豊年
農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子	代表監査委員	吉村秋馬

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告がっております。
次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関の説明員はお手元の名簿のとおりであります。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、川崎一平議員、前田弘次郎議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期については、去る9月2日の議会運営委員会において、今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、本日から9月22日までの15日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から9月22日までの15日間に決定いたしました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、町長より議案が提出されております。これは皆様のお手元に配付をしております一覧表のとおりであります。議案第42号から議案第47号までの決算関係6件、議案第48号から議案第53号までの契約、条例関係等6件、議案第54号から議案第59号までの補正予算関係6件、議案第60号及び議案第61号の人事案件2件、以上20件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

まず、この場をおかりいたしまして、8月に広島市で発生いたしました豪雨による大規模土砂災害について、犠牲になられた方に哀悼の意を表し、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い現地の復旧がなされるようお祈りをいたしたいと思っております。

また、本町におきましては、8月の記録的な長雨と日照不足によりまして米の生育や収穫がおくれております。収量の低下を心配しているところでございます。また、いろんな農作物への被害も予想されておりますが、天候が回復し、実りの秋を迎えることができるよう祈るばかりでございます。

さて、本日、平成26年第7回白石町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました

議案について、その概要を御説明を申し上げます。

議案第42号「平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第43号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第44号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第45号「平成25年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第46号「平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第47号「平成25年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、以上の6件は平成25年度の各会計決算についての認定議案でございます。この概要は、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、議案第48号「平成26年度須古小学校、福富小学校、白石中学校教育用・校務用パソコン等購入契約については、議会の議決に付すべき契約に該当するため提案するものでございます。

続きまして、条例案件では、一部改正が1件、条例の制定が3件でございます。

議案第49号「白石町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、関係する法律の改正に伴うものでございます。

議案第50号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第51号「白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第52号「白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、子ども・子育て関連3法の施行等に伴うものであります。

議案第53号「和解及び損害賠償額の決定について」は、損害賠償請求に関する和解等について議会の議決を求めるものであります。

次に、予算案件でございますが、議案第54号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第3号）」、議案第55号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第56号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第57号「平成26年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」、議案第58号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」、議案第59号「平成26年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の6件につきましてはそれぞれ予算の所要の補正を求めるものでございます。

最後に、人事案件が2件でございます。議案第60号及び議案第61号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、法務大臣に対し、引き続き2名の方を人権擁護委員として推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武 悟議長

次に、議案第42号から議案第46号までの決算認定についての説明を求めます。

○岩永信秀会計管理者

それでは、平成25年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明をいたします。

なお、決算書は自治法第233条第1項及び自治法施行令第166条により歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書といたします。

まず、白石町一般会計歳入歳出決算であります。1ページをお開きください。

1ページ、1款町税の収入済額21億6,187万9,160円、内訳として、町民税が9億4,937万5,928円、固定資産税が9億4,445万2,622円、軽自動車税が7,403万6,525円、たばこ税が1億9,401万4,085円となり、町税全体で昨年度より8,362万8,815円の増額となっております。なお、年度中に不納欠損額は321万4,551円で、収入未済額は6,737万741円の決算額となりました。なお、歳入全体の17%に相当する額となっております。

次に、2款地方譲与税では、収入済額が1億4,497万1,000円の決算額となっております。

3款利子割交付金では、収入済額が434万4,000円の決算額となりました。

次に、4款配当割交付金では、収入済額が771万9,000円の決算となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金では1,079万8,000円となっており、昨年度より980万円の増額となっております。

6款地方消費税交付金は2億7万7,000円の決算額となっており、昨年度より171万9,000円の減額となっております。

また、7款ゴルフ場利用税交付金では157万2,900円の決算額となっており、昨年度より5万2,220円の増額となっております。

続きまして、次ページ、2ページをお開きください。

8款自動車取得税交付金では2,786万5,000円となっており、昨年度より475万4,000円の減額となっております。

9款地方特例交付金では576万5,000円の収入となっております。

続きまして、10款地方交付税では56億5,971万2,000円で、昨年度より1億4,113万3,000円の増額となっております。また、歳入全体の44.5%を占めており、内訳として、普通交付税が51億6,665万6,000円、特別交付税が4億9,305万6,000円となりました。

11款交通安全対策特別交付金では、決算額646万5,000円となりました。

12款分担金及び負担金でございますが、収入済額が2億8,713万8,390円で、歳入全体の2.3%の割合となっております。収入未済額269万3,290円は、保育料及び地域水田農業支援緊急整備事業分担金となっております。

13款使用料及び手数料1億1,935万8,337円で、歳入全体の0.9%となりました。収入未済額158万8,500円は、町営住宅使用料の現年度、過年度分となります。

14款国庫支出金では、収入済額12億7,870万7,676円で、歳入全体の10%に相当をいたします。昨年度より2,237万8,558円の減額となっております。

15款県支出金では8億825万5,718円で、歳入全体の6.3%を占めております。昨年度より2億3,281万1,875円の減額となっております。

続きまして、3ページをお開きください。

3ページ、16款財産収入では7,573万7,351円の決算額で、収入未済額が2,550円となっております。昨年度より5,988万2,356円の減額となりました。主な減額の要因としては、「みのりのまち白石」の売り払い戸数の減少であります。

次に、17款寄附金では4,499万7,744円の決算となっております。

18款繰入金では2億6,270万9,887円で、主な繰り入れとしては町営住宅基金繰入金の2億5,978万287円となりました。

19款繰越金では3億8,841万4,120円で、昨年度より5,508万299円の増額となっております。

続きまして、20款諸収入では4億4,741万6,457円で、歳入全体の3.5%となっております。なお、年度中に不納欠損処分額が1万4,100円で、収入未済額が678万2,654円となり、その内訳として、学校給食費の現年、過年分の滞納及び町営住宅共益費であります。

21款町債では8億3,540万円で、前年度より1,300万円の減額となっております。歳入全体で6.6%に当たる額となりました。

歳入合計で、調定額128億2,097万126円、収入済額127億3,930万3,740円、不納欠損額322万8,651円、収入未済額が7,843万7,735円の決算となっております。なお、歳入の予算執行率は95.95%となっております。また、自主財源であります町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額が37億4,765万1,446円となり、歳入全体の29.4%となります。一方、依存財源として、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債の合計額が89億9,165万2,294円となり、70.6%となっております。町の歳入予算の約7割が依存財源であることが理解できます。

次に、4ページをお開きください。

4ページの歳出について報告をいたします。

1款議会費は、支出済額1億3,999万2,949円の決算額となっております。歳出全体の1.1%を占めております。

次に、2款総務費では、支出済額が23億5,000万1,605円で、歳出全体の19%を占め、前年度より4億6,962万3,408円の増額となっております。増額の主な要因としては、減債基金等の積立金となりました。

3款民生費では、支出済額32億9,127万4,116円で、翌年度繰越額として1億5,283万5,000円となり、昨年度より1億2,317万6,291円の増額となっております。主な要因としては、国保会計への財政補填繰り出し等であります。歳出全体の26.7%の割合となりました。

4款衛生費では11億1,305万7,226円で、歳出全体の9%となっております。昨年度より8,472万6,681円の減額となっております。主な要因としては、特定環境保全公共下水道減債基金積立金、それに太陽光発電設置補助の廃止等が考えられます。

5款労働費では159万6,000円の支出をいたしております。

6 款農林水産業では15億1,595万9,220円で12.2%を占め、翌年度繰越額 3 億 6,250万8,828円となっております。昨年度より 4 億316万2,580円の減額となり、主な要因としては、地域水産物供給基盤整備事業、県営地域水田農業再編緊急整備事業費の負担金等の減額によるものです。

続きまして、5 ページをお開きください。

5 ページ、商工費では 1 億1,493万9,453円の決算額となっております。昨年度より 2,016万7,248円の減額で、主な要因としては、情報発信事業、ラジオ放送委託料であります。

8 款土木費では 6 億1,137万3,164円で、翌年度繰越額が9,650万円、歳出全体の 5%の割合となっております。昨年度より 4 億5,248万8,060円の減額となりました。主な要因としては、下区中央住宅の完成によるものです。

9 款消防費では 4 億8,350万5,333円で、全体の3.9%を占めております。

10 款教育費では10億9,119万5,145円で、全体の8.8%を占めております。昨年度より 6,505万8,407円の増額となっております。増額の主な要因は、北明小学校、有明西小学校の体育館の耐震補強工事によるものであります。

次に、11 款災害復旧費では、決算額57万5,400円の決算額となっております。

6 ページをお開きください。

12 款公債費では16億3,065万5,022円で、全体の13.2%を占めております。

13 款予備費の支出はございません。

歳出合計は、支出済額123億4,412万4,633円、翌年度繰越額が 6 億1,184万3,828円 で、不用額 3 億2,024万6,139円となりました。予算執行率は93%となっております。歳入歳出差し引き額は 3 億9,517万9,107円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、152 ページ、152 ページをお開きください。

152 ページの実質収支に関する調書になりますが、歳入合計127億3,930万3,740円、歳出総額123億4,412万4,633円で、差し引き額が 3 億9,517万9,107円となり、翌年度に繰り越すべく財源として、継続費繰次繰越額2,749万9,508円、繰越明許費繰越額が 8,628万円となり、実質収支額が 2 億8,139万9,599円の決算額となっております。

次に、153 ページをお開きください。

平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を報告をいたします。

まず、歳入につきましては、1 款国民保険税では、収入済額 9 億1,190万3,781円で、歳入全体の25.9%となりました。不納欠損額が781万7,415円、収入未済額が 1 億 3,602万8,087円の決算となっております。本年度からの税率改定により1,156万 3,078円の増額となっております。

4 款国庫支出金では 8 億5,811万2,236円で、歳入全体の24.4%を占めておりますが、昨年度より 1 億2,304万2,221円の減額となっております。

5 款療養給付費交付金では 2 億569万1,006円で5.7%を占めております。

6 款前期高齢者交付金では 6 億466万5,059円で17.2%を占めており、昨年度より 6,151万3,345円の増額となっております。

続きまして、7 款県支出金では 2 億907万4,138円の歳入でありました。

8 款共同事業交付金では 5 億 2,054 万 2,674 円で 14.8% になり、昨年度より 3,429 万 4,130 円の減額となっております。

次ページ、154 ページをお開きください。

154 ページの 10 款繰入金では、他会計繰入金で 2 億 25 万 6,494 円の繰り入れをお願いいたしております。昨年度より 7,616 万 4,284 円の増額となりました。

歳入合計として 35 億 1,632 万 9,392 円で、不納欠損額が 781 万 7,415 円、収入未済額 1 億 3,602 万 8,087 円の決算となりました。予算執行率は 91.52% となっております。

次に、155 ページの歳出でございますが、2 款保険給付費では、23 億 3,103 万 1,099 円で、歳出全体の 62.9% を占めており、昨年度より 980 万 2,080 円の減額となっております。

3 款後期高齢者支援金等は 3 億 9,401 万 2,068 円で 10.6% を占めており、昨年度より 1,976 万 4,120 円の増額となっております。

6 款介護納付金では 1 億 9,001 万 8,723 円の決算となりました。

次に、7 款共同事業拠出金は 5 億 519 万 8,128 円で、昨年度より 3,260 万 8,237 円の減額となっております。

156 ページの 13 款前年度繰上充用金として 1 億 9,377 万 2,658 円で、歳出合計が 37 億 585 万 2,655 円となり、歳入歳出差し引き額が 1 億 8,952 万 3,263 円の歳入不足となり、翌年度歳入繰上充用金として、同額の歳入不足を補填をいたしております。

続きまして、178 ページの実質収支に関する調書では、歳入総額 35 億 1,632 万 9,329 円、歳出総額が 37 億 585 万 2,655 円で、差し引き額がマイナス 1 億 8,952 万 3,263 円の実質収支額となっております。

次に、179 ページ、平成 25 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入の 1 款後期高齢者医療保険料 1 億 8,372 万 6,802 円で、歳入合計の 60.6% を占めており、昨年度より 436 万 3,400 円の増額となっております。また、収入未済額は 64 万 1,000 円となりました。

3 款繰入金として 1 億 1,833 万 6,922 円で、昨年度より 231 万 8,263 円の減額となっており、歳入合計が 3 億 348 万 924 円の決算額となります。

次に、180 ページの歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金では 3 億 107 万 4,392 円で、昨年度より 194 万 2,080 円の増額であります。

歳出合計 3 億 275 万 4,419 円で、歳入歳出差し引き額は 72 万 6,505 円の決算となり、次年度に繰り越しをいたしました。

次に、186 ページをお開きください。

186 ページの実質収支に関する調書では、歳入総額 3 億 348 万 924 円、歳出総額 3 億 275 万 4,419 円で、差し引き額 72 万 6,505 円が実質収支額となっております。

続きまして、187 ページの農業集落排水特別会計歳入歳出決算の報告をいたします。

まず、歳入では、2 款使用料及び手数料 4,392 万 2,022 円で、昨年度より 788 万 9,810 円の増額となり、歳入全体の 20.1% を占めております。

4 款繰入金では 1 億 6,248 万 7,181 円で、昨年度より 1,474 万 9,267 円の減額となり、歳入合計 2 億 1,884 万 6,743 円の決算となりました。

次ページ、188ページ、歳出でございますが、3款施設管理費では5,435万3,478円で、昨年度より474万2,254円の増額となっております。

4款公債費では1億5,566万93円で、昨年度より422万4,608円の増額となり、歳出合計2億1,435万1,002円となり、歳入歳出差し引き額が449万5,741円で、翌年度への繰越額も同額となっております。

続きまして、196ページの実質収支に関する調書では、歳入総額2億1,884万6,743円、歳出総額2億1,435万1,002円で、差し引き額449万5,741円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、197ページ、平成25年度特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算であります。まず歳入では、1款分担金及び負担金では、本年度より供用開始に伴い収入済額が5,391万6,025円で、歳入全体の4.7%に当たります。

3款国庫支出金では4億6,317万2,000円で、昨年度より2億6,057万円の減額となっております。

5款繰入金として3,658万7,198円の歳入となり、昨年度より892万6,608円の増額となっております。

7款諸収入では3,529万7,998円となり、その要因としては消費税の還付となっております。

8款町債では5億6,830万円で、昨年度より5億6,754万6,000円の減額となっております。

続きまして、次ページ、198ページをお開きください。

198ページの歳入合計で11億5,741万8,473円の決算額となりました。

次に、199ページの歳出では、3款公共下水道費では10億8,964万7,685円で、昨年度より4億2,123万1,586円の減額となっております。主な要因としては、処理場の完成に伴う減額であります。

歳出合計11億5,356万8,774円、歳入歳出差し引き残額384万9,699円で、同額を翌年度の繰越額といたしました。

次に、208ページの実質収支に関する調書では、歳入総額11億5,741万8,473円で、歳出総額11億5,356万8,774円で、実質収支額が384万9,699円となりました。

次に、209ページ以降につきましては、財産に関する調書を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております決算事項別明細、決算説明書、報告書等をお目通しをお願いをいたします。

次に、211ページ以降につきましては、各種基金、出資金等を掲載をいたしております。後もってお目通しをお願いをしたいと思います。

以上をもちまして各会計の平成25年度決算概要報告を終了いたします。

それでは、よろしくをお願いをいたします。

○白武 悟議長

次に、議案第47号「平成25年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」説明を求めます。

○荒木安雄水道課長

それでは、議案第47号「平成25年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」御説明いたします。

地方公営企業法の見直しにより剰余金を処分する場合は議会の議決が必要になったことから、本議会において地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき剰余金の処分の議決を受け、あわせて同法30条第4項の規定により決算の認定を受けることとなります。

次ページ、2ページをお開きください。

収益的収支は、事業活動に伴って発生する収益と、それに対応するための費用及び減価償却費等の現金の支出を伴わない経費を含めたもので、水道使用料や手数料の営業収益が4億8,651万1,650円の決算額となりました。

また、一般会計繰入金などの営業外収益が6,944万5,804円となり、収入総額5億5,595万7,454円となり、昨年度より754万3,959円の減収となりました。

収益的支出につきましては、人件費や修繕費、受水費、減価償却費などの営業費用が5億2,132万3,869円で、支払い利息等の営業外費用が1,664万615円となり、支出総額5億3,813万7,244円で、前年度より3,284万4,434円の減額となりました。

3ページ、資本的収支につきましては、工事負担金、加入分担金等の資本的収入2,871万4,700円を計上いたしております。資本的支出は、建設改良費、企業債の償還元金で1億4,199万6,725円を執行いたしており、この資本的収支において収入が不足する額1億1,328万2,025円は損益勘定留保資金、資本的収支調整額で補填いたしております。

4ページ以降は財務諸表を掲載しております。

5ページ、6ページが損益計算書で、1年間の水道事業の経営成績でありますので、消費税抜きの数字となります。給水収益等の営業収益4億6,336万3,954円、受水費等の営業費用が5億521万4,098円、営業損失が4,185万144円となりました。次ページ、6ページ、営業外収益6,943万4,660円で、営業外費用1,451万7,315円を差し引きすると、営業外収支額5,491万7,345円で、経常利益1,306万7,201円となりました。平成25年度につきましては特別損失として16万4,534円の不納欠損処分をいたしており、経常利益から特別損失を差し引きまして当年度純利益1,290万2,667円の決算額となりました。前年度繰越利益剰余金2億1,794万3,426円と、今回の純利益1,290万2,667円を合わせまして当年度未処分利益剰余金を2億3,084万6,093円といたします。

7ページにつきましては25年度の剰余金計算書であり、自己資本金20億44万2,623円、借入資本金6億1,333万5,621円、国庫補助金、県補助金、工事負担金を合わせました資本剰余金合計が23億4,606万261円、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金合計が9億3,349万8,233円となり、総額資本合計が58億9,333万6,738円となりました。

また、8ページは剰余金処分計算書（案）を表示いたしております。地方公営企業法施行令第24条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て100万円を減債積立金として積み立てる予定で、翌年度繰越利益剰余金を2億2,984万6,093円としたいと考えております。

9ページから10ページは貸借対照表であり、3月31日における水道会計の財務状況であります。資産合計59億1,862万5,594円、負債、資本合計、同額の59億1,862万5,594円の決算額となりました。

11ページからは事業報告になっております。

12ページから13ページにつきましては、概況の総括事項を掲載いたしております。

14ページは議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を掲載いたしております。

15ページから16ページにつきましては、25年度中に施行いたしました建設改良工事の概要を掲載いたしております。

なお、このページにつきましては消費税込みの金額となっております。

17ページは25年度業務量であります。給水人口2万259人、給水戸数6,764戸、配水量204万5,001立方メートルで、これに対して有収水量は169万5,031立方メートルで、無収水量が34万9,970立方メートルとなり、有収率は82.9%になっており、昨年の有収率を1.4%下回っております。

続きまして、18ページは事業収入に関する事項を計上いたしております。昨年より774万8,677円の減収となりました。

19ページは事業費に関する事項を計上いたしております。

20ページにつきましては重要契約を計上いたしております。

21ページには企業債及び一時借入金の概要を掲載いたしております。本年度に償還いたしました元金が3,530万2,631円で、起債残高が6億1,333万5,621円となっております。なお、一時借入金はございません。

22ページ以降はその他の書類として、23ページから収益費用明細を掲載いたしております。

29ページにつきましては、有形固定資産明細書を提示いたしております。

30ページは企業債明細書を掲載いたしております。

以上、「平成25年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

○吉村秋馬監査委員

おはようございます。

監査委員の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、監査報告をいたします。

平成25年度の決算審査は、去る7月14日から8月4日までの9日間、議選の溝上良夫監査委員とともに実施をしてまいりました。8月29日に結果意見書を町長へ提出したところであります。決算計数は正確に処理されていることを確認いたしました。審査結果として意見を申し上げます。

1つ、不納欠損処分と滞納金についてであります。平成25年度の町税の不納欠損額

は321万4,551円でありまして、前年度より37万6,923円減少はしておりますが、不納欠損は納税者の不公平感を招きかねないものであります。納税意欲を低下させかねないものであります。今後も厳正で適切な事務処理をしていただきたいと思います。なお、町税の収入率は前年度を上回る収入であり、町税を含む町の債権の徴収に関する職員の努力に評価するところであります。今後とも各課連携をして徴収体制の強化と意識の向上を図り、差し押さえなど、法に基づいた滞納処理をされ、徴収の向上と滞納金の縮減に努められたい。

2つ目、事務処理状況についてであります。各課の事務事業の達成度、課題、今後の懸案事項などについて各課から聞き取りをし、情報の共有化を図りました。その中では特段指摘する事項はありませんでしたが、若干気づいた点を申し上げます。補助金、助成金、交付金などの実績報告書が必要であるにもかかわらず、提出されていないの見受けられます。確実に提出を求めるようにしてください。また、各種負担金で従来から支出しているという理由で支出されているのが見られます。近隣市町の状況等を参考にして、負担金の見直しをしていただきたいと思います。

なお、例月検査でもたびたび指摘していますが、支払いの遅延、請求書等の記載不備、書類の訂正不備など、まだ初歩的なミスが見受けられるので留意をされたい。上司の役割、責任の再確認等を検証され、各課に適応した方法で改善をされたい。

3つ目、特別会計についてであります。国民健康保険、後期高齢者医療、集落排水事業、特定環境保全公共下水などについては、財務処理会計計数は正確であることを確認しました。ただ、国保会計でも不納欠損があります。単年度歳入不足となっております。翌年度の繰上充用金1億8,952万3,263円での補填と平成25年度からの国保税率の引き上げ、前年度比べまして1億2,000万円の増となっております。このことにより424万9,395円の単年度黒字となっております。このような状況では、繰上充用金の補填が常態化してしまうことにもなり、今後の状況に大きな懸念を覚えるところであります。また、集落排水事業については接続率が伸び悩んでいる地区が見られます。さらに、昨年12月に供用開始されました特定環境保全公共下水道事業の接続の課題であります。戸別訪問などを実施され、接続率の向上に努めていただきたいと思います。

4つ目、水道事業会計についてであります。平成25年度の水道事業会計については、決算書、関係諸帳票、証拠書類を精査し、計数の誤りはなく、正確に計上されていることを認めます。また、財務諸表も適正と認めます。

なお、不納欠損が16万4,534円あります。今年度の有収率は82.9%となっており、昨年に比べ1.4%減少しております。今後とも有収率の向上に努めていただきたいと思います。さらに、今年度より、新地方公営企業会計へ移行されましたので、適切な対応処理をお願いいたします。

5つ目、地方財政健全化についてでございますが、健全化比率や算定書類等は適正と認め、良好であると認めます。

終わりに、合併してから10年が経過しようとしております。総合計画もことし、平成26年が目標年度となっております。また、合併による普通交付税の優遇措置も今年、26年度までであります。普通交付税の一本算定移行は、交付税への依存度が高い白石町にとっては大きな課題であると認識しております。このように平成26年度は大きな転

換期であります。今までの行財政運営を見詰め直し、検証し、改めて全体の奉仕者としての認識を新たにし、町民の福祉と行政サービスの向上に努められ、町民の負託に応え得るよう職務に邁進されるよう切望いたします。

以上で監査報告を終わります。

○白武 悟議長

暫時休憩いたします。

10時41分 休憩

10時55分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次に、議案第48号から議案第61号までの内容説明を順次求めます。

○本山隆也学校教育課長

議案第48号「平成26年度須古小学校、福富小学校、白石中学校教育用・校務用パソコン等購入契約について」御説明いたします。

契約の目的、平成26年度須古小学校、福富小学校、白石中学校教育用・校務用パソコンの購入であります。

納入場所は、白石町立須古小学校、福富小学校、白石中学校です。

契約の方法は、指名競争入札。

契約の金額につきましては4,104万円で、税込みの額です。

契約の相手方は、佐賀市鍋島町の株式会社学映システムであります。

入札の経過につきましては、次のページの資料をごらんください。

去る8月21日に、9社による入札会を行いまして、入札の結果、落札金額3,800万円、落札率96.59%で、株式会社学映システムが落札いたしておりまして、8月26日に仮契約を行っております。

購入内容につきましては、3ページ目の資料をごらんください。

装置項目の説明のみといたしまして、学校ごとの数量に関しましては、お目通しいただきたいと思っております。上から3つがパソコン本体でございます。パソコン室における先生用のデスクトップパソコン、それから生徒用のタブレット型パソコン、校務用、これは職員室の先生方でございますけれども、パソコンの数量であります。その後の2つがサーバーでございます。大量データを提供する機器の購入であります。その下、プリンター、パソコン教室用のカラープリンターとモノクロプリンターが1台ずつでございます。その後のほうが、パソコンに入っておりますソフト関係でございます。最初のほうが、パソコン教室での先生と生徒をつなぎます集中管理の授業支援ソフトでございます。それからウイルス対策のソフト、それからマイクロソフト社のOS複合ソフトでございます。その下が、学習用、生徒用及び先生方の画像処理及び写真処理等のソフトでございます。最後の2つがネット環境の機器でございます。平成26年度から28年度までの3年間で年次計画によりまして整備しようとするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○堤 正久保健福祉課長

保健福祉課関連の議案第49号から議案第52号までの御提案申し上げました議案について御説明をさせていただきます。

まず、議案第49号「白石町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

提案の理由といたしましては、平成26年4月23日に公布されました次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の制定に伴い、改正されました母子及び寡婦福祉法において、題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められました。条例の一部改正の内容は、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、題名を母子及び父子並びに寡婦福祉法ということに改めております。第2条第2号の父子家庭の父の定義を、母子及び寡婦福祉法では定義がなく、読みかえ規定により定義をいたしていたものを、改正後の法律では第6条第2項に定義をされましたので、その分の改正を行っております。

施行日につきましては、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に規定する平成26年10月1日といたしているところでございます。

次に、議案第50号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」でございます。

子ども・子育て支援法が、平成24年8月に公布され、認可を受けた施設、事業者の申請に基づき、各施設、事業の類型に従い、満3歳以上児で保育の必要な1号認定、満3歳以上で保育の必要な2号認定、満3歳未満で保育の必要な3号認定の3つの認定区分ごとに利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認するための基準を定めるものでございます。

1つ目に、利用開始に伴う基準、2つ目に、教育、保育の提供に伴う基準、3つ目に、管理運営等に関する基準、4つ目に、撤退時の基準となっております。

まず、特定教育・保育施設とされております佐賀県の認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所は、同法第34条第2項の規定により、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育を提供しなければならないこととなされております。このため、白石町においても当該運営基準を定める必要があります。その基準を定めるに当たっては、同法第34条第3項の規定により、同項第1号特定教育・保育施設に係る利用定員及び同項第2号特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前の子供の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子供の健全な発達に密接に関連するものとして、内閣府令で定めるものにつきましては内閣府令で定める基準に従い定めるものとなっております。その他の事項につきましては、内閣府令で定める基準を参酌することとなっておりますが、白石町子ども・子育て会議において御審議いただき、内閣府令での基準どおりとして定めることと確認をいただきました。

また、子ども・子育て支援法第46条第2項に、特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならないと規定しているため、条例の制定が必要であります。この特定地域型保育事業とは、次の議案第51号の家庭的保育事業等が対象事業となっておりますので、その中で御説明をさせていただきます。これにつきましても、内閣府令で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準がありますが、特定教育・保育事業と同じく、内閣府令の基準どおりとして、白石町子ども・子育て会議の確認をいただきました。

本町の保育所の現状は、国が定める児童福祉施設及び運営に関する基準及び佐賀県児童福祉法施行条例に従い、設備及び運営を行っております。このようなことから、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国が定める基準をもって白石町の基準としたいと考えております。

なお、本条例の施行日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することといたしているところでございます。

次に、議案第51号「白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を御説明いたします。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなっております。この場合において、その基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならないとされております。子ども・子育て支援新制度により、従来の認可保育所の枠組みに加え、地域における多様なニーズにきめ細かく対応するため、既存のさまざまな事業形態からの移行を念頭に置きつつ、質が確保された保育を提供する観点から、定員5人以下の家庭的保育事業、定員6人から19人以下の小規模保育事業、定員はございませんが、従業員の子供のほかにも地域の子供にも保育を提供する事業所内保育事業、1対1が基本で保育を必要とする子供の居宅において保育を行う居宅訪問型保育事業の4つの事業が、新たに市町村の認可事業として位置づけられました。この4つの事業は、原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業となっております。本町の現状といたしましては、事業所内保育事業者が4事業者で実施されていますが、事業所内保育事業者が子ども・子育て新制度の給付対象事業となることや4つの事業の新規事業者を市町村が認可することになります。

主な設備及び運営の基準としましては、1つ目に、職員数、資格要件、2つ目に、設備面積基準、3つ目に、給食、4つ目に、連携施設の設定、5つ目に、耐火基準、6つ目に、その他として事業所内保育施設の定員設定、非常災害対策、虐待の禁止、秘密の保持、事故発生時の対応等となっております。

改正後の児童福祉法第34条の16第2項におきましては、基準を定めることに伴い、厚生労働省で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準がございますが、前議案と同様に、本町では国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国が定める基準をもって白石町の基準としたいと考えております。

なお、国の基準には暴力団を排除するとの基準がないので、実施事業者の認可を行

う町が行う必要があることから、暴力追放の町宣言に関する決議及び白石町暴力団排除条例の目的に沿って、本条例案第3条第1号、アからカまでの条項を基準として定めたいと考えております。

本条例の施行日につきましても、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することといたしているところでございます。

次に、議案第52号「白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございませう。

改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブですが、都道府県及び市町村以外のものが本事業を行うためには、改正後の児童福祉法第34条の8第2項の規定により、市町村へ届け出ることが必要となります。放課後児童クラブにつきましては、これまで国の放課後児童クラブガイドラインで望ましい水準が定められておりましたが、子ども・子育て支援新制度により設備及び運営の基準を条例で定めることとなり、今回提案するものであります。

主な設備及び運営の基準は、1つ目に、職員数、資格要件、2つ目に、設備、面積要件、3つ目に、開所日数、開所時間、4つ目に、児童の集団の規模、5つ目に、その他としまして、非常災害対策、虐待の禁止、秘密の保持、事故発生時の対応等があります。改正後の児童福祉法第34条の8の2第2項においては、基準を定めることに伴い、厚生労働省令で定める基準に従うべき基準と参酌すべき基準がございませう。前2つの議案と同じく施設事業者の認可をするに当たって、暴力団の排除をする基準が国の基準にないことから、白石町独自の基準として、そのほかは国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国が定める基準をもって白石町の基準としたいと考えているところでございませう。

施行期日につきましては、前2議案と同じく、子ども・子育て支援法の施行の日といたしているところでございませう。

以上、保健福祉課関連の議案第49号から議案第52号までの4つの議案について御説明をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○赤坂隆義産業課長

議案第53号「和解及び損害賠償額の決定について」御説明をいたします。

この件につきましては、平成24年4月22日、歌垣春まつりにおいて発生しました事故について、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額の決定について、町及び相手方双方の和解が整いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

損害賠償の相手方につきましては、議案書に記載しておりますとおりでございませう。

和解内容及び損害賠償額につきましては、損害賠償として町は相手方に損害賠償額として320万8,493円を支払うものであります。

提案の理由につきましては、平成24年4月22日に開催されました歌垣春まつり来訪されていた被害者が、午後1時ごろ、友人に電話しようとして歌垣公園の広場に設け

てあります転落防止柵にもたれかかった瞬間に、劣化していた転落防止柵が突然外れ、後頭部のほうから転倒し、右手首等を負傷され、そのことにより長期間にわたり職場を休職され、またけがの治療のため通院されたことについての損害を賠償し、和解をいたすものであります。

以上で説明を終わりたいと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○片渕克也企画財政課長

それでは、私のほうから一般会計補正予算（第3号）の概要について御説明をいたしたいと思います。

議案第54号「平成26年度白石町一般会計補正予算（第3号）」の主な内容でございます。

なお、別紙の予算説明資料に記載のある事業については、後だって担当課より説明がありますので、割愛させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

既決の歳入歳出予算総額に1億3,109万3,000円を追加し、補正後の予算を116億9,413万2,000円とするものであります。

予算書の5ページをごらんください。

地方債の補正については、過疎対策事業債と臨時財政対策債の限度額の変更をいたしております。

次に、予算書9ページをお開きください。

歳入の町税でございます。本年度の税の調定額が算定されました。これにより個人町民税及び固定資産税の調整をいたしております。個人町民税については、所得割額で2,860万円の減額といたしております。主に、農漁業等の所得減収の影響でございます。

予算書10ページをお開きください。

国庫補助金のがんばる地域交付金でございます。2次分の追加交付通知がございました。この分については、既設の事業に財源更正をして充当いたしております。

予算書の12ページでございます。

寄附金でございますが、白石町の建設業組合から学童保育事業にということ、それと白石高校の生徒会からユニバーサルデザイン関連にということで、それぞれ指定寄附があつてございます。歳出のほうで計上しております。後ほど御紹介します。

13ページをお開きください。

前年度繰越金についてでございます。前年度の歳入歳出差し引き額から繰越明許費等の繰越財源を差し引いた残額が2億8,139万9,000円となりました。このうち当初予算で1億円を計上しておりましたので、差し引き1億8,139万9,000円を補正するものであります。

なお、このうちおよそ2分の1の9,700万円については、歳出の16ページに計上しておりますが、財政調整基金へ積み立てることとしております。

次に、各課ごとの歳出について御説明をいたします。

なお、今回の補正予算で全般的に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

全体の増減については、予算書39ページから41ページまでの給与費明細書によりお示しをしておりますので、後もってごらんいただくようお願いをいたします。

予算書の16ページでございます。

総務一般管理費委託料の給与システム改修委託料でございます。このたび地方公務員の共済費の掛金計算の方法が厚生年金が採用しております標準報酬制と同じ方式に移行するということになりました。このためシステムの変更が必要となるものであります。

また、次の弁護士委託料でございます。町営住宅の明け渡し請求の訴訟を予定しているため計上しているものであります。

同じページの財産管理費、備品購入費でございます。歳入で御紹介しました白石高校生徒会からの寄附金で、1回の受付カウンターに設置する児童用の椅子、いわゆるベビーチェアというやつですけれども、これを購入することとしております。

17ページ、企画総務費の広域市町村圏組合負担金であります。同組合の8月補正予算により補正された負担金について計上しております。この項では、総務費負担金と電算センターの負担金を、それと20ページに計上しております障がい者福祉費における障害者総合支援審査会負担金、及び24ページ、環境衛生費に計上しております葬祭公園費負担金、それと25ページ、塵芥処理費のごみ処理センター負担金、34ページ、常備消防費の広域圏消防費負担金、これはいずれも同じ理由による補正でございます。

予算書の22ページをお開きください。

次世代対策費の備品購入費であります。白石町建設業組合からの寄附金を学童保育所に設置する整理棚の購入に充てさせていただくこととしております。

予算書23ページをお開きください。

保健衛生費の保健師賃金については、産休代替の保健師の賃金101日分を計上いたしております。

25ページをお開きください。

25ページの塵芥処理費のうち、佐賀県西部広域環境組合負担金の減額についてでございます。同組合が計画されていた海外視察研修分の減額をいたしております。

続いて、26ページをお開きください。

下水道費の繰出金であります。特定環境保全公共下水道特別会計の人事異動に係る人件費相当分として繰り出すものであります。

次に、予算書27ページ、農業委員会費でございます。農地制度実施円滑化事業としまして、農地台帳が法定化されたことに伴いまして農地台帳システムの入力項目を追加する必要が生じました。このことにより新たな農地台帳の入力をしていくこととなりますが、システムの改修費用や入力業務の追加により日常業務への支障を来さないようにと端末機の1台を増設する費用、また新たな入力項目となる農家の意向調査費用などについて補正をお願いしているところでございます。

予算書28ページをごらんください。

農業振興費であります。6次産業活性化セミナー等の啓発を行う中で、新たに意欲がある方々が出てまいりました。このことを受けて、6次産業推進事業費補助金に係る2次募集を行い、さらなる支援を図りたいと考えております。このため、活性化推

進委員報酬について3回分の開催費用の追加をお願いをいたしております。

なお、この項の備品購入費については計画していた備品の調達が全て完了したため、入札減について減額をいたしております。

その下の段でございますが、法人化支援補助金については、集落営農組織の法人化に伴い、新たに生ずる設立のための経費等々について、県費10割の補助を受けて支援するための補助金でございます。

28ページ及び29ページについて、農地費の多面的機能支払交付金、資源向上支払事業費についての推進事業費として、需用費と役務費に補正をいたしております。また、19節の補助金でございますが、新たに東郷地区が長寿命化事業に取り込まれることとなったため、追加の補正をいたしております。

31ページをお開きください。

土木総務費の委託料、道路台帳整備委託料でございます。さきの議会で町道を認定いただいた新明及び新拓地区の町道7.5キロについて、道路台帳に新たに登載するための調査費でございます。

同じページの道路維持費についてでございます。町道山ノ根坂田線ほか山間部の町道について、道路脇の樹木の繁茂や倒木のため通行に支障を来している箇所がございます。早急な対応が必要なため、今回補正をお願いしているところでございます。

32ページをお開きください。

河川総務費の工事請負費でございます。これは、町が管理することとなっている六角川の金比羅樋管内のスライドゲートの改修費でございます。

33ページの公園費でございます。公園費のうち委託料の公園施設点検委託料は、中央公園一帯の照明施設について、庁舎建設や下水道の接続工事などで配線経路が非常に煩雑となっており、点灯していない箇所が数カ所ございます。公園内での事件や事故を防止するため、次年度に改修を予定しておりまして、このため前もって本年度中に地下埋設の配線経路等を調査するための補正予算でございます。そのほかの公園費については、白石駅前のりんりん公園の移転について、JRとの協議により本年度施工分を補正することといたしております。

34ページの非常備消防費の旅費についてであります。本年11月に、千葉県で開催される全国女性消防団活性化大会へ本町女性消防団員の出席旅費を計上しております。来年度が佐賀県で開催されるという運びになっておりまして、本町消防団からも実行委員として選出をすることになるため、事前研修の意味も含めて今回の補正をお願いしているところでございます。

以上、一般会計補正予算（第3号）の主な内容についての説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○ 瀧上隆文住民課長

議案第55号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の主な内容について御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4,962万9,000円を追加し、補正

後の総額を歳入歳出それぞれ39億3,262万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入1款国民健康保険税につきましては、7月時点での賦課額により、当初課税との差につきまして、今回4,210万円の減額補正をお願いしております。内訳といたしまして、一般被保険者国民健康保険税につきまして3,820万円の減額補正を、退職被保険者国民健康保険税につきましては390万円の減額補正をお願いするものでございます。主な減額の理由につきましては、先ほど町税の減額で申し上げられました農漁業の所得の減少によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

4款国庫支出金でございます。5,780万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

5款療養給付費交付金につきましては、退職者医療制度に係るもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。額の確定に伴い過年度分退職者医療交付金として891万円の増額補正を行うものでございます。

同じく9ページの7款県支出金でございます。普通調整交付金347万6,000円の減額補正、特別調整交付金2,397万円の増額補正をそれぞれ行うものでございます。

同じく9ページの10款繰入金については、国保財政の安定化のため、交付税措置される法定内繰入金である財政安定化支援事業繰入金の額の確定に伴い452万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等については、拠出金額の決定に伴い567万円の減額補正を行うものでございます。

次に、11ページをお開きください。

4款前期高齢者納付金等については、納付金額の決定に伴い32万7,000円の減額補正を行うものでございます。

同じく11ページの6款介護納付金については、納付金額の決定に伴い1,657万9,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、12ページをお開きください。

8款保険事業費につきましては、レセプト点検委託料の入札減に伴い58万3,000円の減額補正を行うものでございます。

同じく12ページの11款諸支出金、一般被保険者等償還金については、平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金及び高齢者円滑運営事業補助金の精算において返還金が生じたため、4,310万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

13款前年度繰上充用金につきましては、平成25年度国民健康保険特別会計に歳入不足が生じていたため、平成26年度国民健康保険特別会計によりまして繰上充用を行っ

ていました。その歳入不足が確定をいたしたため、今回347万6,000円の減額補正を行うものであります。

続きまして、議案第56号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の主な内容について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億1,982万6,000円とするものでございます。

まず、歳入でございます。7ページをお開きいただきたいと思います。

4款繰越金でございます。これは平成25年度決算に伴い余剰金が発生いたしました分を平成26年度へ繰り越して精算をするものでございます。前年度繰越金72万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをお開きいただきたいと思います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。50万3,000円を計上しておりますが、これについては平成25年度の出納閉鎖期間中に収納された保険料を佐賀県後期高齢者医療広域連合に納付する分でございますので、今回増額補正をお願いいたします。

同じく8ページの4款諸支出金については、事務費の精算分として22万3,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。増額補正をお願い申し上げます。

以上で議案第55号、議案第56号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○赤坂和俊下水道課長

議案第57号「平成26年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ447万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,747万1,000円とするものであります。今回の増額補正につきましては、平成25年度の決算に伴います前年度繰越金の確定による補正でございます。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、繰越金としまして平成25年度の決算に伴います前年度繰越金447万1,000円の補正であります。

8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、前年度決算における剰余金は維持管理基金へ積み立てることにしておりますので、総務管理費の積立金としまして農業集落排水処理施設維持管理基金元金積立金として447万1,000円の増額補正であります。

以上であります。

続きまして、議案第58号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ515万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,765万9,000円とするものであります。今回の増額補正につきましては、平成25年度の決算に伴います前年度繰越金の確定による補正及び職員の人事異動に伴います人件費としての補正が主な理由でございます。予算書の7ページをお願いいたします。

5款繰入金としまして、職員の人事異動に伴います人件費として一般会計繰入金131万1,000円の増額補正であります。

6款繰越金としまして、平成25年度の決算に伴います前年度繰越金384万8,000円の増額補正であります。

8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、前年度決算における剰余金につきましては維持管理基金に積み立てることにしておりますので、総務管理費の積立金としまして特定環境保全公共下水道処理施設維持管理基金元金積立金として384万8,000円の増額補正であります。公共下水道施設整備においては、職員の人事異動に伴います給与等の人件費131万1,000円の増額補正をお願いしております。

以上であります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○荒木安雄水道課長

それでは、議案第59号「平成26年度白石町水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要を予算書11ページにて御説明いたします。

11ページをお開きください。

営業費用、総係費でございますが、人事異動と法定福利費負担率の変更に伴い給与60万円、手当17万2,000円、法定福利費35万6,000円、合わせまして112万8,000円を減額補正するものでございます。収益的支出の水道事業費用を既決予定額6億5,069万6,000円から今回補正額112万8,000円を差し引きまして6億4,956万8,000円といたします。

続きまして、12ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費、設備工事費でございますが、配水管布設替え工事として800万円を追加をお願いいたしております。

資本的支出の既決予定額1億2,315万7,000円に今回補正額800万円を合わせまして、1億3,115万7,000円といたします。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○百武和義総務課長

それでは、総務課のほうから今回上程しました議案について御説明を申し上げます。議案書第60号と第61号をごらんいただきたいと思います。

議案第60号及び議案第61号につきましては、「人権擁護委員候補者の推薦について」議会の意見を求めるものでございまして、議案第60号につきましては、現在人権擁護委員であります東島啓子氏の任期がことし12月31日までであります。引き続き東島氏を推薦するものでございます。なお、東島氏は平成24年1月1日からお務めい

ただいております、今1期目でございます。

次の議案第61号につきましても、同様に現在人権擁護委員であります末津良人氏の任期がことし12月31日までであります、引き続き末津氏を推薦するものでございます。末津氏は平成18年1月1日からお務めいただいております、今3期目でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、請願が提出されております。

請願第2号「農業・農政改革に関する請願について」を議題とします。

紹介議員の内容説明を求めます。

○大串弘昭議員

それでは、提案理由を申し上げます。

内容等につきましては、事前に皆さん方にお配りをしておりますのでおわかりと思っております。今国は農林水産業・地域の活力創造プラン、これを改正し、農協制度に関する農業改革を進めようとしております。その内容というのは、中央会の見直しやJA、全農の株式会社化、あるいはまた准組合員の抑制化など、農家、組合員の考えとはかけ離れたものとなっております。もっと農家、組合員組織の総意に基づく改革をやってほしいとお願いするものであります。皆さん方の御賛同をよろしく願い申し上げます。

終わります。

日程第5、6

○白武 悟議長

日程第5、報告第6号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」及び日程第6、報告第7号「只江川スポーツパークに関する報告について」を続けて求めます。

○片渕克也企画財政課長

それでは、報告第6号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」報告をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき平成25年度の決算に基づき報告をするものでございます。

1ページをお開きください。

財政健全化比率の真ん中の表でございます、平成25年度決算に基づく比率といたしましては、実質赤字比率がゼロ以下、マイナスでございます。連結実質赤字比率もマイナスでございます。マイナスということは黒字でございます。実質公債費比率が8.3でございます。早期健全化比率の対象となるのが25.0となっております。将来負

担比率もマイナスでございます。早期健全化基準としては350.0%というふうになっております。ちなみに前年度の実質公債費比率が9.1、前年度の将来負担比率が1.6というふうな数字が出ておまして、今年度は前年度よりも若干健全化ができたのかなというふうに見ております。

以上で健全化判断比率についての報告を終わります。

続きまして、報告第7号でございます。

「只江川スポーツパークに関する報告」をいたします。

只江川スポーツパークについては、町が50%出資の株式会社でございます。ちなみに資本金が4億6,560万円、株数で4,656株でございます。

報告書に添付しております株主総会資料の13ページをお開きください。

この出資構成割合としましては、白石町が2,328株、50%ちょうどでございます。取締役7名の方が2,128株、45.7%、一般株主の方が20名、200株、4.3%という持ち株比率になってございます。

運営状況について御報告をさせていただきます。

平成25年度においても、当初事業計画に基づき、毎月の定例役員会、経営改善対策委員会等を開催し、収益拡大のため集客への取り組み並びに顧客サービスの充実を図るとともに、経費削減にも努めた会社経営がなされております。平成25年度の利用実績について申し上げますと、順調に増加して、年間の利用者総数は1万3,204名となっております。8ページに資料が掲載してございます。対前年比で718人の増となっております。特に、土日、祭日の利用者では、前年比499人の増となっている状況でございます。入場者数の計画に対しましても、計画で1万2,000人の計画をしておりまして、1,204名の増と、対計画比率で110%を達成いたしております。

また、25年度の単年度決算によりますと、収入の部では、事業収入が前年比333万2,000円の増で、5,064万3,000円となっております。事業外収入が対前年度比65万3,000円増の354万9,000円となっております。資料の18ページに記載をされております。収入の合計は5,419万3,000円となっております。また、支出の部でございます。ゴルフ場システムの更新、カートの修理、トイレの洋式化事業等取り組んでおります。また、大雨によりまして、茶屋の修繕工事等の思わぬ出費が生じております。このため支出合計が5,554万3,000円となっており、キャッシュフローにおいては当期収支差額が135万円のマイナスとなっております。損益計算における当期純損失額は1,330万4,596円、貸借対照表における繰越欠損累計は7,204万7,933円となっております。15ページに掲載をいたしております。

このように平成25年度の経営も厳しい状況でございましたが、去る8月28日に開催しました定時株主総会で、平成25年度の決算及び平成26年度の事業計画及び予算が承認されたところでございます。

今後の展開でございます。近年、ゴルフ人口が減少していく中において、来年10月から再度消費税が増税されると懸念される中で、ゴルフ人口がさらに落ち込むことが危惧されます。景気は上向きとの報道がなされておりますが、一刻も早く地方の景気が本格的に上向くことを願うところでございます。

このようなことから、前年度の入場者数の目標は達成いたしました。が、むつごろう

カントリークラブにおいても今後も厳しい経営状況が続くことに変わりはありません。社長、支配人、役員、株主全員が一丸となって集客に努力していくことを確認されておられます。そして、今年度もグリーンやフェアウエーのコース整備はもちろんのこと、バンカーや樹木の管理などに力を入れ、プレーヤーの方々が安全で快適なプレーができるように心がけるよう社員一同努力されていくよう考えておられます。集客対策としては、広報や業者のホームページなどの充実と各種コンペの計画や若い世代への呼びかけにより、町外からの集客を図っていくための対策にも取り組まれることとされております。また、乗用カートや管理用の機械の更新も計画しながら、利用客への一層のサービス向上につなげていくよう計画がされており、平成26年度もその経営努力に期待をするところであります。

今年度も只江川スポーツパークの目的である白石町の活性化に寄与するとともに、スポーツ公園として子供から高齢者まで参加できるスポーツ等を行政、各種団体の協力、協賛を得て開催することとされております。また、施設の有効利用を図るとともに、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう努めることとされております。息の長い事業継続ができるよう、今後も期待しておるところでございます。

以上で報告を終わります。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、報告第8号「債権の放棄について」報告を求めます。

○荒木安雄水道課長

それでは、報告第8号「債権の放棄について」御報告いたします。

まず、学校給食費について御報告いたします。件数、金額、放棄事由の順に申し上げます。ここで言う件数とは、月数でございます。3件、1万4,100円、根拠条文第4号で、死亡、行方不明によるものでございます。

次に、水道料金について御報告いたします。6件、1万4,360円、根拠条文第2号で、生活保護等によるものでございます。50件、13万6,200円、根拠条文第3号で、破産法によるものでございます。15件、2万2,200円、根拠条文第4号で、死亡、行方不明によるものでございます。

水道料金につきましては、小計71件、17万2,760円となりました。

学校給食費徴収金と水道料金合わせまして、件数74件、金額18万6,860円となっております。

以上、「債権の放棄について」御報告を終わります。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、報告第9号「平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計継続費精算について」報告を求めます。

○赤坂和俊下水道課長

報告第9号「平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計継続費精算報告について」、平成23年度から平成25年度にかけて執行しました特定環境保全公共下水道事業白石浄化センター建設工事ですが、各年度に計上しました継続費について、事業完了に伴い、継続費、精算報告書を作成しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により御報告いたします。

次のページでございます。

平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計継続費精算報告書、事業名は、特定環境保全公共下水道事業白石浄化センター建設工事委託であります。工種としましては、土木建築工事、機械設備工事及び電気設備でございます。全体の事業費と各年度ごとの事業費を予算計上しておりましたが、実績の支出済額としましては、平成23年度8,657万1,000円、平成24年度、6億7,082万9,000円、平成25年度、2億8,380万円となり、全体の合計は10億4,120万円となりました。その財源内訳としまして、国庫支出金5億6,310万円、地方債4億7,790万円、その他としまして、一般会計繰入金20万円となりました。その他の一般会計20万円につきましては、各年度の地方債の借入れが10万円単位であるため、調整を図ったものであります。

以上で報告を終わります。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすからは一般質問となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

12時05分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月8日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 川 崎 一 平

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭